

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における平成25年度特定施設入居者生活介護事業者の募集について

[ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます](#) [ツイート](#) 2013年10月11日

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における平成25年度特定施設入居者生活介護事業者の募集について

【公募対象となる事業開始時期:平成25年度及び平成26年度】

平成25年度から平成26年度までを計画期間とする「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「整備計画」という。)」の策定に伴い、特定施設入居者生活介護事業者の募集を行います。

1 公募の対象となるサービス

特定施設入居者生活介護(介護専用型又は混合型)

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象としますが、定員が20名未満となる「地域密着型特定施設入居者生活介護」は除きます。

1施設当たりの応募総定員数は、20名以上83名以下とします。

市街化調整区域での計画は募集の対象外とします。

2 公募の対象となる募集定員数

83名

3 公募の対象となる事業開始時期

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 選定の方法

募集定員数を超える応募があった場合は、別紙、「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」により採点を行い、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮った後に、運営予定事業者を決定します。

注)「地域密着型サービス等部会」とは、川崎市介護保険運営協議会に置かれている学識経験者・団体代表者・市民公募による委員から構成される部会です。

5 選定の時期

平成25年11月下旬を予定

6 選定の結果

平成25年12月初旬に、応募の概況及び運営予定事業者名等を本市ホームページ上にて公表します。なお、応募いただいた事業者へは、文書にて結果を通知します。

注)公表内容は、計画地・運営予定事業者名・居室数・入居定員数・開設予定時期・選定結果「合計の点数」を予定しております。

7 応募資格

(1)募集定員数の範囲内の入居定員で事業を運営している、又は施設等の建築を計画していること。

(2)介護保険法第70条第2項、第78条の2第4項(混合型で応募する場合は、第115条の2第2項、第115条の12第2項も含む。)に該当しない者であること。また、事業を長期間継続して安定的に運営できる経営基盤を有し、社会的信用の得られる経営主体であること。

(3)その他関係法令等を満たす計画が作成できる者(主なものは次のとおり)。

ア老人福祉法及び老人福祉法施行規則等

イ介護保険法及び関連する省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)等

ウ川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱及び指導指針(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている事業者、又は受けようとする事業者は除く。)

エ高齢者の居住の安定確保に関する法律(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている事業者、又は受けようとする事業者に限る。)

オ都市計画法、建築基準法、消防法等

注)関係部局等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認しておいてください。

8 公募期間

平成25年10月11日(金)から平成25年11月8日(金)午後5時まで

注)募集定員数に満たない場合は、公募期間を延長する場合があります。ただし、募集定員の残りが20名未満の場合は、公募期間の延長はしません。

9 提出書類及び提出部数

(1) 提出書類

特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書、添付書類及び得点表

(2) 提出部数

1部(A4ファイルに綴じること。)

特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書

 [特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書\(DOC形式、82.00KB\)](#)

添付書類と併せてご提出ください。

有料老人ホーム重要事項説明書

 [有料老人ホーム重要事項説明書\(DOC形式、235.00KB\)](#)

有料老人ホーム重要事項説明書【記入例】を確認してください。

有料老人ホーム重要事項説明書【記入例】

 [有料老人ホーム重要事項説明書【記入例】\(DOC形式、316.00KB\)](#)

有料老人ホーム重要事項説明書の記入例です。

特定施設入居者生活介護事業者選定基準【得点表】

 [特定施設入居者生活介護事業者選定基準【得点表】\(XLSX形式、16.04KB\)](#)

募集定員数を超える応募があった場合は、この選定項目ごとに採点し、順位付けをさせていただきます。

特定施設入居者生活介護事業者の募集に係る質問票

 [特定施設入居者生活介護事業者の募集に係る質問票\(DOC形式、33.50KB\)](#)

特定施設入居者生活介護事業者の募集に係る質問は、必ずこの用紙をご使用ください。

10 応募書類の提出先

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者事業推進課施設運営係(市役所第3庁舎6階)

住 所: 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電 話: 044(200)2454

ファックス:044(200)3926

11 その他留意事項

(1)この募集に関する質問は、電話による受付はできません。必ず、電子メール又はファックスをお願いします。なお、質問の受付は、平成25年11月1日(金)17:00までとなります。

(2)公募期間経過後の書類の差し替え等はできません。ただし、提出した書類に対する補正の指示があった場合に限り、平成25年11月15日(金)まで書類の差し替えを行うことができます。

(3)提出された書類の返却はいたしません。

(4)提出された書類に虚偽の記載、不正又は不備がある場合は、申請を無効とします。

(5)土地所有者、地域住民、その他関係者等へ応募にあたっての詳細な説明と同意等を得ておいてください。

(6)応募に関し必要な費用は、事業者の負担とします。

(7)提出された書類について、内容等の確認の連絡を行う場合があります。必ず、写しを保管しておいてください。

(8)運営予定事業者として内示を受けた後の開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件(介護専用型から混合型又は、混合型から介護専用型)及び運営予定事業者に係る変更(事業譲渡)はできません。

(9)整備費用等の補助金はありません。

12 選定基準に関する留意事項

(1)項目番号1-1の「特定施設入居者生活介護等の運営実績」については、平成25年11月1日時点における運営実績によって評価を行います。

(2)募集の対象となる定員数を超える応募があった場合で、本市の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点を行った結果、合計得点が同点である場合は、次の選定方法によって順位付けを行い、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

ア 項目番号2-1の得点が高い応募者

イ 項目番号3-6の得点が高い応募者。

ウ イの結果、合計得点が同点の場合は、項目番号3-1から3-5の合計得点が高い応募者。

エ ウの結果、得点が同点の場合は、項目番号2-8の得点が高い応募者。

オ エの結果、得点が同点の場合は、項目番号2-7の得点が高い応募者。

カ オの結果、得点が同点の場合は、項目番号2-3の得点が高い応募者。

注)上記の採点方法においても、なお得点が同点の場合は、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

FAQ

質問に対する回答

 [FAQ\(PDF形式, 94.60KB\)](#)

質問の受付は終了しました。

 [誓約書\(参考例\)\(PDF形式, 38.83KB\)](#)

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2454

ファクス:044-200-3926

メールアドレス:35kosui@city.kawasaki.jp

(c) 2014 City of Kawasaki. All rights reserved.

閉じる